

A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「免許試験合格通知書」を交付された方

②⑥に□と記入し、免許の種類に○を付け、別紙の所持免許申告欄に必要事項を記入して下さい（16ページ参照）。

- 記入しないで下さい。

○申請書類記入等チェックリスト

チェック欄	
① ☐	記入漏れはありませんか？
② ☐	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③ ☐	各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

試験合格

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備 考
チェック欄	添付書類	
① ☐	免許試験合格通知書（原本）	免許試験合格通知書を紛失した場合は、免許試験を受けた安全衛生技術センターに連絡し、再交付を受けて下さい。
② ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
③ ☐	免許証送付用切手460円分（※）	②の免許証送付用封筒に貼付して下さい。（※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
④ ☐	本人確認証明書等（17、30 ページ参照）	「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（本人確認証明書）を添付して下さい。 ※旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記を希望する氏名又は通称が記載されているものを提出して下さい。なお、18 ページ(9)口の「現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証のうち新様式（ラミネート式又はカード式）のもの」を添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限る）は本人確認証明書の添付は不要です。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
⑤ ☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。 提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	○労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※免許証を紛失している場合は再交付の手続きも必要です（7～8 ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証再交付申請書の提出先（1 ページ参照）に提出して下さい。 ※氏名を変更した場合は、書替の手続きも必要です（11～12 ページ参照）。 新規免許申請書と合わせ、免許証書替申請書の提出先（1 ページ参照）に提出して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後主元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは 18 ページを参照して下さい。
⑥ ☐	所持免許申告欄（16 ページ参照）	○旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 （申請書の項目番号⑥に 1 を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要）。
⑦ ☐	実務経験等を証明する書類（17 ページ参照）	○特級・一級・二級ボイラー・技士免許、ボイラー・整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許及び林業架線作業主任者免許を申請する場合。